

## 秋田県告示第433号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

令和3年8月10日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 公共測量（2級、3級及び4級基準点測量、3級水準点測量、路線測量、地形測量）
- 2 作業期間 令和3年7月30日から同年12月24日まで
- 3 作業地域 仙北市西木町上桧木内から北秋田市阿仁比立内まで